平成30年７月豪雨における住宅の応急修理実施要領

（平成30年7月14日決定）

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実施要領は、平成30年７月豪雨における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた愛媛県内の市町は、今治市、宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町の4市2町である（平成30年7月5日適用）。

１ 対象者

1. 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

①当該災害により半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の住家被害を受けた者

災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※被害が一部損壊の場合は、対象とはならない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

②応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

③応急仮設住宅を利用しないこと

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

２ 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

（１）住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

1. 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙1「応急修理にかかる工事例」のとおり）

①豪雨災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

②内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④家電製品は対象外である。

３ 基準額等

（１）住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、１世帯あたりの限度額は584,000円以内とする。

（２）同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、（１）の１世帯当たりの額以内とする。

（３）借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

４ 手続の流れ

愛媛県から事務委任を受けた市町（ 以下、「市町」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは次ページのとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 応急修理の手続き | |
|  | 応急修理を希望する被災者は、住宅の応急修理申込チェックシートにより内容確認の上、市町の窓口に住宅の応急修理申込書【様式第1号】等を提出し、要件審査を受ける。  ※被害状況は、市町が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。 |
|  | 市町は、上記の要件審査において応急修理の対象と認められる場合は、応急修理申込の受理通知書【様式第3号】を交付し、併せて応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書【様式第5号】等の工事に必要な用紙を提供する。  ※対象外となる場合は、被災者に応急修理申込の対象外通知書【様式第4号】を交付する。 |
|  | 被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書【様式第5号】の作成依頼を行う。 |
| ④’ | 委託業者は、修理見積書【様式第5号】を被災者に提示し、署名の上、（直接又は被災者を通じて）市町の窓口に提出する。  ※修理見積書【様式第5号】には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。  ※委託業者は、被災者に対して修理見積書【様式第5号】の内容を的確に説明する責務を有する。 |
| ⑤’ | 市町は、修理見積書【様式第5号】の内容を確認の上、委託業者には修理依頼書【様式第6号】を被災者には応急修理決定通知書【様式第7号】をそれぞれ交付する。 |
|  | 委託業者は、被災者と修理日程等の打合せを行った上、工事を実施する。 |
| ⑦’ | 委託業者は、工事完了後、被災者に工事完了報告書【様式第8号】を提示し、署名を受け必要書類を添付して市町に提出する。  ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。 |
|  | 委託業者は、応急修理に要した費用について、市町に請求書【様式第9号】を提出する。 |
|  | 市町は、実施要領に照らし審査を行った上で費用支払う。  ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額（584,000円）を超える部分については、被災者が負担するものとする。 |